

るものゝ痴愚なことに就ては明確なる見解を有すれとも此觀念は其四十歳に達する頃に漸く生したるものにして其時期稍遅かりしは争ふ可らざるものに似たり。

彼は發明に就ては非常に強固なる感情を有し爲めに虚偽及び不正の誘惑に對する抵抗心は却て非常に微弱なりとす。四圍の状況は決して彼の犯罪を説明するに足らざる可きなり。

第三章 純然たる賤陋

嫌厭若くは復讐の表現として偶々賤陋の性質を示すは何人に於ても普通にして然らざる者は殆ど稀なり。茲に純然たる賤陋と稱するは其耳目に觸るゝ者を殆ど凡て嫌厭し其嫌厭の情を賤惡の形狀に於て表顯するに熱中する者を指すなり。此狀態が犯罪に關係すると甚た密接なり。而して其中の一は通常他の一に隨伴せらるゝものとす。

(戊)女兒の實例

懲治場の記録に依るに女兒戊は千八百八十七年某裁判所より不從順の女兒として送られたるとき年齢十五歳、面色蒼白にして憐れるる服裝を爲せり。其實母は難種印度人にして繼母は現に監獄に異母弟二人は孤兒院に在り。戊は十二歳まで其實妹と共に某家に寄り生活し、而して父は鋸器械場に勞働せり。

懲治場役員の上申書に依るに戊は(イ)級中最不從順にして且之を非難するも毫も耻辱を感するの色なし(ロ)其裁縫は極めて粗悪にして其方法を理解せるに拘はらず裁縫の見ての種類に就き全く之を知らざる旨を偽はれり(ハ)他の少女と爭論せず裁縫の見ての種類に就き全く之を知らざる旨を偽はれり(ニ)手を以て其頭髪を掴み顔面を搔き且其相手を呼ふに極賤惡なる名を以てせり(ミ)往來の少童を捕へて猥りに接吻し卑穢なる言語を弄せり(モ)裁縫器械を破壊して其賤陋を露呈し且食事の時器皿を毀てり(ヘ)傲慢にして放肆且懶惰なり(ト)或る葬式に行くを得ざりしとて猛烈なる憤怒を發し五日間昂然として反抗を爲し凡ての規則を破壊せり。又自ら生れて以來未だ曾て何人をも恐れしこと無く向後も亦恐れさる可しと言へり(チ)禮拜堂に在ると食堂に在ると將た寢室に在るとを問はす常に高談笑語し惡口且卑猥の言を發して騒擾す(リ)戊か數月間其父と共に家

に在りし後父は到底之を御し得ず又親戚七八軒へ托したるも何人も皆彼を駕馭し得さりし旨の書面を送り來れり(又)爲すと爲さるとは妾の隨意なりとは常に彼女の用ゆる套語たり(ル)無耻にして放課時間中は常に少童の注意と率くことを力めたり。

典獄は曰く「戊は静座することを嫌ひ始終動きて息ます。彼は一たび重き「アフチリア」病に罹り而して其後は甚だ怒り易く殆ど狂者の如く爲れり。彼女の談話は經めて活潑にして明爽、辯舌流るゝか如し。神を穢すこと恰も男子の如く而して淫猥なる言語を弄せり。其性隱忍に非すして放達且横柄なり而して其一たひ狂亂するや顏色忽ち蒼白に變す。彼女は又他人に注目せらるゝことを好む。又其嗜好する物を食したるや尙ほ他の物を求むる爲めに僞計を爲すと數次而して其拒絶せらるゝや大に激昂す。彼女は物を投くると無く又其己れの所有物を毀壊せると無し。又曾て役員を攻撃したこと之れ無し。但し嫉妬に因りて激發したる時一たび少女を打撃したること有り。彼女は又逃走を企てたること無し。醫學的検査は遂に彼女の特質に關する疑問を解決し得たり。蓋し彼女は一度流

産したるの事實ありしなり。而して其事の露現せざる様神に念したるとあり。彼女は或人と通したることは之を承認すれども流産のことは決して之を承認せずと。

僧侶は曰く「戊女は放逸なる生活に導かるゝの原因を有す。曾て甲女に養はれ次に乙女次に丙女次に丁女其次に伯父に養はれたり。彼女の全家族は悉く不道德にして其母は曾て娼妓たりき。彼は其養はれつゝある伯母の處より逃走して悪友と交れり。彼女は狂者に近似する烈火の如き所存を有す。宗教會には餘り趣味を有せず。予か其性質に就て彼女と談話したる時に彼女は涕泣し自ら克制することを得ずと言へるも其經歷を話す時には敢て泣かさりき。彼女は妾は手工を好みとも裁縫は之を好み、妾は平靜なる家族中に在りて僅少の仕事を爲し安穏なる生活を爲さんことを好むと言へり」と。

戊女と應對中其供述したる事項の概要以下の如し。
「妾の母は元來風來人にして曾て一人の男を伴ひ來り其を妾の父なりと言へるも其後母は他の男と共に逃走せり。妾の父は妾を厚遇し伯父は始終妾を鞭撻せる

も鞭撻は妻に對して何等の効能なきと妻の常に語る所の事實たり。妻は怒る時は自ら顔面の燃ゆるか如くに感するのみならず自ら何を言へるかを覺へざるなり。妻は性極めて不從順なり。又妻は自己の仕事に於ては非常なる忍耐力を有す。妻が二歳の時母は大なる鐵叉を以て祖父は平手を以て屢々強く妻を殴打し、或は長靴を妻に投付け又箱を以て背部を殴打したること有り。他の叔父は妻を床柱に繋縛し麻繩を以て殴打するを例とせり。然れども是等の爲め妻は却て活潑と爲れり。又其叔父の妻は常に卑賤なる言語を以て談話するを耳にせり。某氏は決して善人に非ず、彼が妻に對して行ひたる事に就ては今談話するを欲せず、唯彼が全く妻の性質を腐敗せしめたることを一言するに止む。妻の母は子女を教育する如き善良なる人に非さりしを以て姉妹は共に義女に遣はされたり。一日二十五銭づゝを支拂ひて他人を雇入れながら妻が十三歳の時両親は妻を他家の召使に遣はせり。

最初妻は祖母と同棲せしも此の祖母は性質餘り善良なる婦人に非ずして父か不在の折には惡事を妻に教へたり。祖母に一男子ありて又極めて劣悪漠なり屢々

妻を賤薄したるも若し妻が彼に對して抗言する時は祖母は怒りて却て妻を鞭撻し又其事を父に告くる時は更に甚しく祖母より鞭撻せらるゝことを恐れて敢て何人にも之を語らさりき。祖母が死亡するまで凡そ六年間は實に此の如くにして経過せり。其後妻は伯父と同棲せしに彼は其妻と共に居る時は妻を督りて鞭撻を加へ獨り居る時は妻を賤めながら之を父に告くる時は腰の起たさる程鞭撻す可しと威脅せしを以て當時幼少なる妻は恐れて一言も父に話すことを敢てせざりき。其後伯母の許に行き嬰兒を看護せしも伯母は妻に衣服を與へず又一錢をも給與せざりしかば妻は大に憤怒し誠實なる仕事を爲すも賃錢を得ざるか故に寧ろ不正の仕事を以て之を償ふ可しと謂ひ其所言の如く實行せり。其後其家を去り妻の行かんと欲する家數軒に雇はれ倦怠するときは一たひ父の家に飯りて更に他の家を求めたり。妻が某家に在るや母は突然來りて妻を伴ひ行かんとせしも妻の之に應ぜざるを見るや母は更に人を頼み妻が夜間隣家に行く折を窺ひ拉へて伴ひ去らしめんとせしかば妻は書簡を以て其事を父に通知し父は直に來りて妻を更に某方に預けたり。其後妻は萬事自ら自己の欲する儘に爲さんと

考へ而して之を實行せしが幾もなくして此處に來れり。是れ妾の記憶する全部なり。

マックドーナルド氏よ、君は妾を救ふの方法を知らんと欲すと言へるか。妾を救ふ唯一の方法は父母を同棲せしめ且妾も亦彼等と同棲するに在り。今茲に妾は自ら爲したる事項及び妾を善良なる少女と爲すの方法を君に話し了れり。戊女の初期の境遇は以て其邪僻と犯罪とを説明するに餘りある可し。若し此少女にして善良に養成せられんには不快なる且活潑なる少女と爲ることあらんも決して犯人とは爲らざる可し。其會談に依りて觀るに彼女には壯麗にして憐愛す可き點無きに非らず。今日に於て彼女の將來を豫測することは極めて至難たり。

(己)の實例

己は千八百九十年其祖父の告訴に由り輕微なる窃盜罪を以て懲治場に收容せられたり。其母は旅館の料理人にして父は不攝生家且無頗漠なり曾て將棋を爲して金錢を博取したる爲め捕縛せられ有罪の宣告を受けて州監獄に送られたり。

兩親は常に其住居を異にし(己)は七年間も祖父母の手許に養育せられたり。曾て其伯母に宛て振出されたる金を得んか爲めに祖父の名を偽稱し遂に四圓を騙取して捕へられたるなり。年齢は十五歳にして身體強壯なるも稍不作法なり。溝掃除を業とせり。

懲治場役員の報告書に依れば(己)は(イ)食卓に就きたる際靜肅にせよと言はれたるに無禮にして且賤き様態を以て答へたり(ロ)庭内にて常に他の小兒と喧嘩を爲し且毎日極めて不從順にして毫も諭告に注意せず(ハ)他の小兒と喧嘩を爲し之を打倒して其衣服を破りたり(ニ)常に不從順且無遠慮にして組長は殆ど彼を制御矯正することを得ず(ホ)隊列に於ても寢室に於ても將た食堂に於ても彼は常に不規律なり。

僧侶は曰く(己)は寺院の檀徒に非す。彼は十二歳まで學校に在り、其後夏時は溝渠に働き冬期は空しく遊情の中に過せり。家庭教育は甚だ悪かりき。彼は初め喫煙せしか一年間禁止せり。又彼は常に好て卑猥の言語を弄せり。其家族は教會に屬せず、唯其祖父母のみは之に屬せり。彼の父は習慣性飲酒家たり。祖父母

は(己)を正直に養成するに全力を注ぎたれとも其父母の性質は極めて惡しかりきと。

(己)と會談したるに其供述の大要は以下の如し。

「余は勞働の爲め某所に行くに四圓許入用なりければ祖父の金を引出したるとあり。父は始終余を鞭撻し時としては又蹴ること有り。祖父母は貧困なりしか故に余を此處に送りたり。余は自ら行狀を善くせんと企てたるも彼等は之を信用せざるなり。祖父母は常に善く余を遇せり。余の両親は余か九歳の時互に分離したり。父は決して母を殴打したること無く、又母か傍に居る折に決して余を殴打したこと無し。余が始めて父母の膝下を去りたるは六歳の時なりき。父は余か所持せる金を與へさるときは余を鞭撻したり。余は余の騙取行為か斯く速に發覺するとは夢にも思はさりき。余は後に至り密に其を拂ひて舊の如く爲し置かんとの考なりき。此の手形の偽造は他の小兒より教へられたるものにして其際小兒は決して余の両親の余を捕縛せざるべきを言へり。余は畢生決して窃盜を爲さる可し。父は三年間獄内に在りき。余は五六軒の家に勧めしか皆自ら

氣儘に逃走し其都度祖父母に對しては暫時生家に歸り居る可しと主家より命ぜられたる旨を述へ置きたり。余は屢々殆ど狂氣の如く爲るとあり、未だ役員に對しては曾て狂氣の舉動を爲されとも他の小兒に對しては屢々之を爲せり。此處に來る前は小兒に對して殆ど狂者と爲るを常とする有様なりき。而かも余は小兒の爲めに常に好愛せられたり。余と雖も始めは決して爾かく狂者と爲るとはあらざりしなり。余は各家に凡一個月間留まりたる後自ら氣儘に其處を去るを常とせり、蓋し余は其家に於て働くことを好まさればなり。

是に由て觀れば其境遇か此小兒を驅て遂に犯人たらしめたること一目瞭然たり、而して其犯人たるの萌芽は全く酩酊に在り。此小兒は概するに寧ろ遲鈍にして甚た縮り無き外貌を呈せり。

一般の實驗的結論

犯罪及び其防禦の直接且實際的の方面に關しては國家は己に其實驗を爲し且今尙ほ爲しつゝある所なり。然れども此種の社會學的實驗は其價値ある決定を得る爲めには多くの時間を費し夥多の實例を吟味することを要す。而して此の如

くにして得たる所の最良の結果と雖も其性質は断定的に非すして尙ほ試験中のものと謂はざるを得ず。何となれば社會學は未だ幼稚の域に在るを以て社會學上よりしては犯罪及び防禦に關して未だ斷定を下すこと能はざれはなり。然れども或は「アーヴィング」^{アーヴィング}と稱し得らる可き所の實驗的決定を爲すの基礎なきに非す。以下之を掲記す可し。

第一 囚人にして再び罪を犯すの傾向を有するに拘はらず之を放免するは獨り財政上の損失なるのみならず、社會學上よりするも又道德上よりするも共に極めて不可なりとす。

第二 刑期を定めたる宣告なるものは其道德上の情態より再び罪を犯すに至ること明確なる許多の囚人をも之を放免せざるを得ず。之に反し刑期を定めさる宣告は社會をして不必要なる危険の下に在らしむこと無く且囚人に改悛の動機を與ふる最良方法なりとす。

第三 犯人を監禁する原因の最も主要なるものは犯人の社會に對して危險なるか故に在りとす。而して此主義に依るときは自由拘束の程度に關して別に疑問

を生すること無く犯人一様に拘束すれば可なり。斯の如くすれば最も殘忍なる犯罪者は比較的に軽き刑罰を受くるか如き感無きに非すと雖も是れ亦敢て不可なしとす。

第四 犯人に関する物語及び其寫真を新聞紙に掲載することは模倣の原則に依り社會に對する積極的害悪なりとす。加之新聞紙上の掲載は犯人をして其記事にて就て誇らしみ且其病理的好奇心を満足せしむ。而して其記事に感激したる者は精神上及び道徳上特に薄弱と爲るものとす。

第五 最も才智ある犯人の或者及び一般の獄吏は犯人の極めて痴愚なることを認む。蓋し犯人は社會の最善最大にして且最强固なる部分(即ち國家社會)に對して自ら反抗するものにして其失敗に了るべきは殆んど確乎たる事實なるを以てなり。

犯罪の科學的研究、矯正及び其防禦に關して要言すれば犯人の科學的研究の方法は犯人自身に就き心理上及び肉體上全部の觀察を遂げ其犯罪の恒定原因を發見するに在りと言ふも可なり。犯罪の防禦及び壓抑に關して此以外には合理的の方

法盡し之れ有らざる可し。苟も矯正を論せんとせば先づ其原因を研究せざる可らず。科學上に於ては矯正し難してふ消極的の結果は矯正し得可してふ積極的の結果と同様に重要なりとす。若し或犯罪の到底治癒す可らざるを見ば其如何なる程度まで改貞し得らるゝかを見ざるべからず、是れ價値ある事項なりとす。若し犯罪にしてロンブロゾーの主張するか如く吾人祖先の原始狀態即ち野蠻狀態に復歸するものなりとせば犯人は近世の文明に生出したる野蠻人なるを以て其改貞の期望は極めて少きものと謂はざる可らず。然れども此の如きは先天的の犯人にして總數の十分一にも足らざる一小部分を組成するに過ぎざるものとす。犯罪學に關する佛蘭西學派は犯罪の多數は社會狀態より發生し從て此等の乏貧窮及び教育の缺乏を以て犯罪の三大原因と爲せり。シカゴ警察署長メア・ヨア・マクロー・リーは犯罪原因の主たるものを犯罪血統團結及び兩親の放任に歸せり。常習犯罪に關する佛文著述の記者たるドリベロナは囚人の四分の三は放任教育の結果より犯罪に誘導せられたることを確言せり。

教育なるもの(爰には單に智識教育なる狹義に用ゆ)は彼の一日の僅か四分一を學校に於て費し其殆ど四分三は之を街道犯人醉人、若くは懶惰なる兩親と共に費すか如き小兒を感化するに足らす。固より感化學校なるもの有りと雖も幼稚なる小兒に對する設備は存在せざるなり。感化所に在る者にして實際到底矯正し難き者少からず。而して監獄看守の談する所に依れば最も矯正の期望なき囚人中感化學校を卒業したる者往々之れ有りと言ふ。而も其罪決して感化學校に存するに非ずして彼の小兒をして殆ど將來の犯罪者と豫断し得可き惡しき境遇に其初年の生活を許すに在りと言ふ可し。感化所は小兒が生れて以後六歳に至るまでの間に於て生したる消し難き犯罪の印感を拂拭することを豫期せり。然れども極めて幼稚なる小兒か兩親に依りて適當に注意せらるゝまでは(即ち小兒が家庭に於て道徳的及び社會的の教育を受くるまでは)犯罪、特に常習犯罪の大減少を豫期するは實に無益の業に屬す。犯罪の凡ての防禦方法の源泉は即ち此家庭教育に在り。然れども小兒が善良なる家庭教育を受けたる後尚ほ之に施す可き事項は極めて多し。何となれば其家庭は善良なりしと雖も其後更に犯罪に陥るの

危險は尙ほ存在すればなり。之を要するに犯罪防禦の方法は道徳的、精神的及び肉體的の修養に在り。換言すれば眞正の意義に於ける教育に在り。

犯罪に傾きたる者は道徳の感觸に於て特に薄弱にして其知識及び肉體に於ても亦平均以下に在り。意思の教育は主たる幹線なりと雖も知識及び感情の修養も亦固より必要なりとす。故に犯罪に對する救正は一般、漸次且恒久ならざる可からず。一部的若くは急速的の救正即ち特種の救正は決して存せざるなり。凡て感化所なるものは道徳習慣及び精勤習慣に對し強勢を加ふる所の學校なりとす。而して幼年者に對する強勢は遂に以て其神經機能の一部と爲るものとす。蓋し彼の催眠術を施されたる時、道徳家は不知不識の間に於て邪惡なる教唆に抵抗するの事實に依りて其神經機能の一部と爲ることを證明するを得可し。情慾、混亂、若くは誘惑か克己心の喪失を惹起したる時に於て其幼少の際教化せられ且其氣質に編成せられたる善良なる習慣は邪惡なる且犯罪的の刺激に對して打勝つことを得るものとす。習慣の勢力は惡事に向つて強大なるか如く善事に向つても亦同様に強大なるものとす。

バルチモアに於て開催したる内國監獄協會に於て議決したる主要なる事項の一は凡ての監獄は皆是れ感化所たらざる可らずと言ふに在りき。久しく犯罪に從事せる者と否とに拘はらず凡ての人間は少くも改良せられ且つ利用せられ得可きものなり、故に將來に於ける最良の監獄は必ずや感化監獄たらざる可からず。而して感化の主たる方法は善良なる精神的、道徳的、肉體的及び勤勞的の習慣を教ゆるに在り。換言すれば教育を施すに在りと謂はざる可からざるなり。

判決を宣告するに當り豫め一定の刑期を附せず犯人の改悛を待ちて之を放免するの制度は行刑の目的に對し理論上極めて適切なる方法なることは實に著者の所論の如し。然れども犯人の果して改悛したるや否やを洞知することは實際上極めて困難にして若し一步を誤るとときは弊害忽ち百出するに至る可し。若し彼のエルマイラ監獄の典獄ドロッケウエー氏の如き囚人の性状を看破するに獨特の技能を有する者を得るに非ずんば此制度の實効は遂に擧くるの期無かる可し。(エルマイラ監獄の情況に關しては明治三十四年三月監獄協會雑誌第十四卷第三號を參照す可し)。

此他著者の實驗的結論に對しては大体の點に於て何人も其所論を是認する所
なる可し。

二二〇

犯 罪 學 終

明治三十五年一月廿五日印刷

明治三十五年一月廿八日發行

定價金四拾錢

三木猪太郎 雄

高田俊雄

東京市牛込區赤城下町二十七番地

金子久太郎

東京府豊多摩郡月塚村大字下戸塚

六百四十七番地

譯者

發行者

印 刷 者

發 行 所

東京專門學校出版部

東京市神田駒込三崎町三丁目二番地

印 刷 所

六

社



發賣元 博文館

東京市日本橋區本丁三丁目

發賣所 有斐閣

東京市神田區一ツ橋通町

同 東京堂

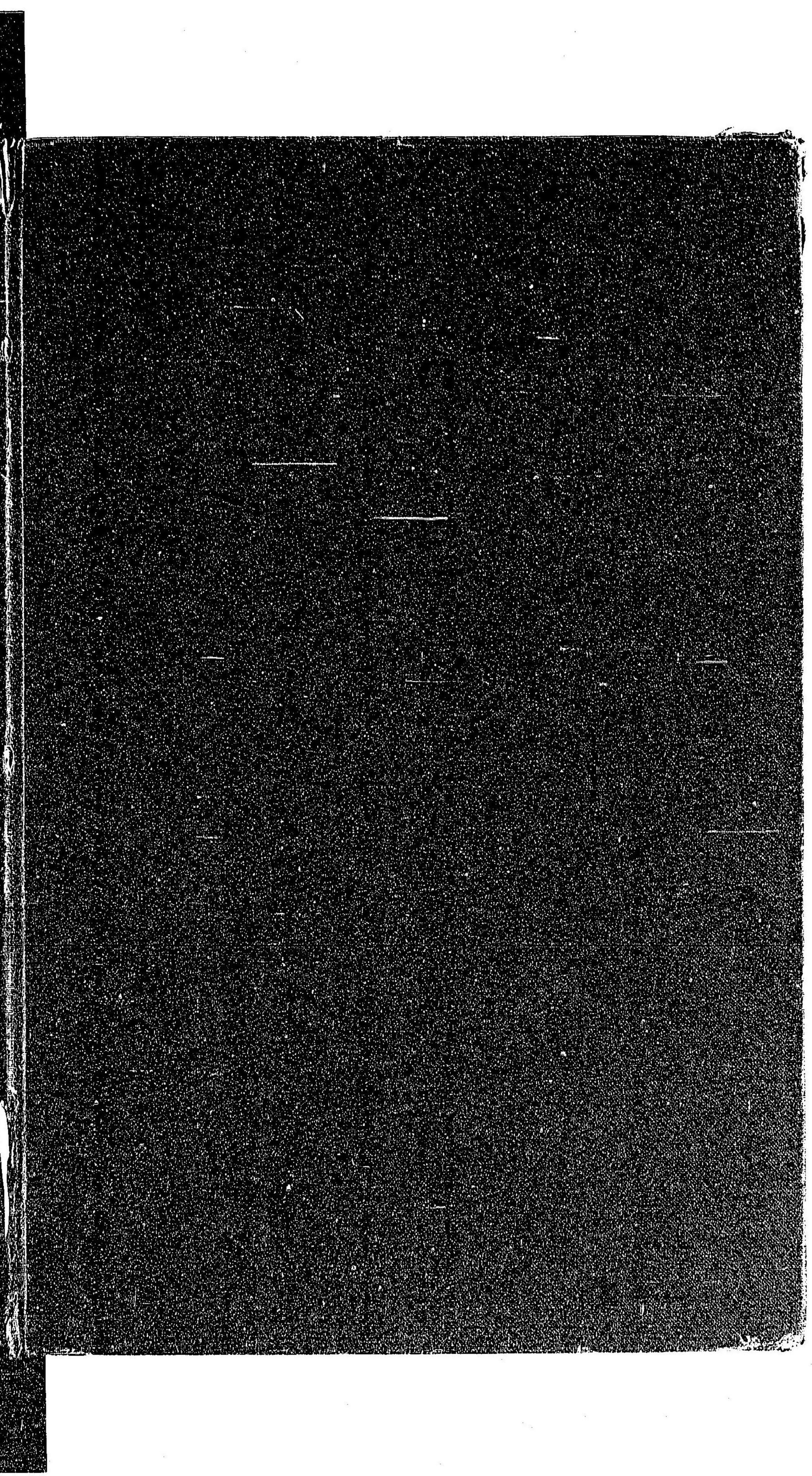
東京市神田區表神保町

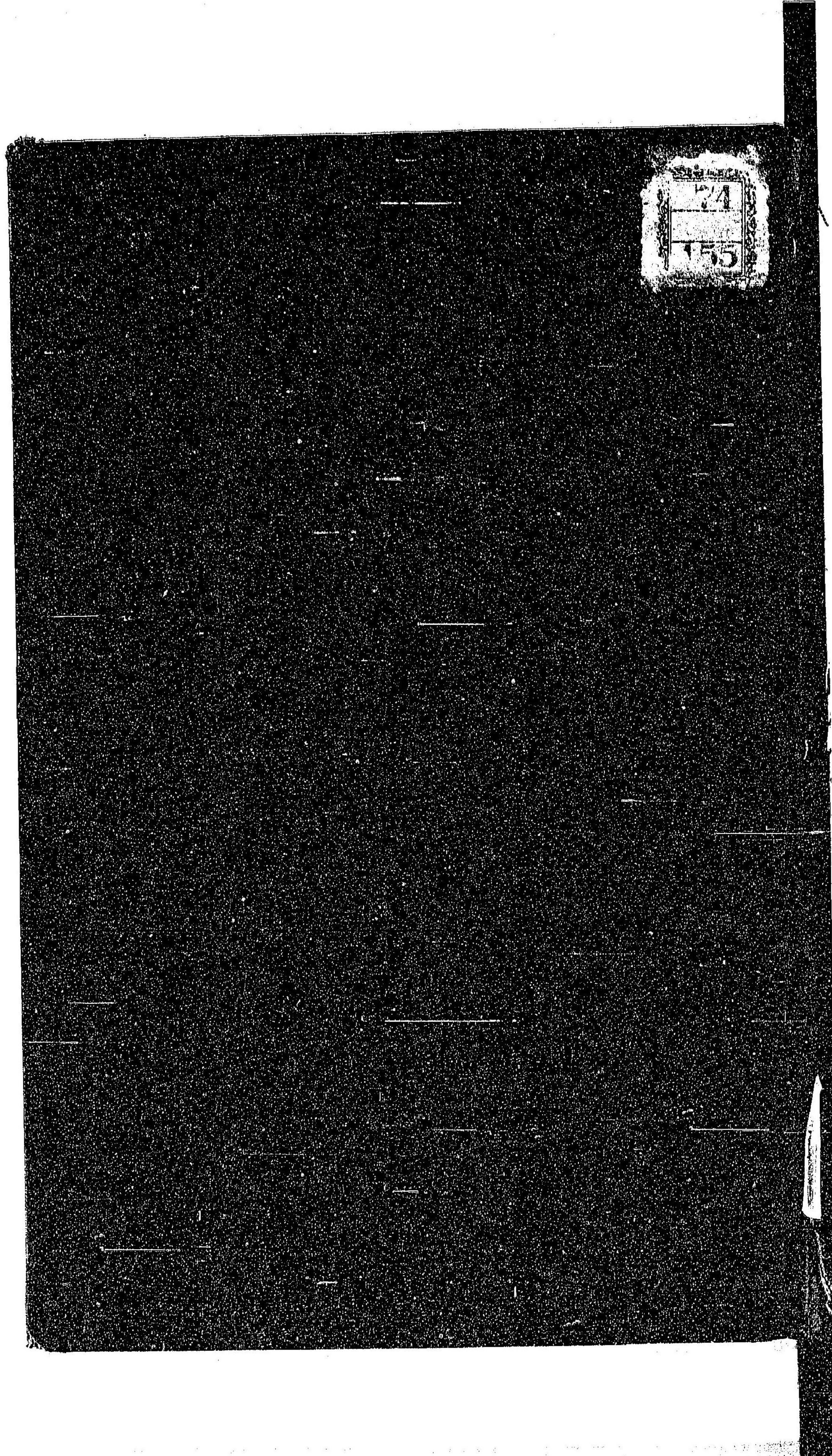
吉岡書店

大阪市東區備後町四丁目

34

153





036165-000-5

74-155

犯罪学

マーサ・マックドナルド／著

M35

BBP-0832



